

肝炎対策の現状・課題と方向性について

指針		項目	現状・課題	方向性(案)
現行	改定			
1	1	指針改定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度以降、肝炎治療の進歩等により患者数は減少傾向であるが、対策の継続は必要 ○令和3年度中に国の肝炎対策基本指針が改正予定 	○指針改定（平成29年度）以後の経緯を追記
2	2	指針の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○感染の早期発見と、患者が適時適切な治療を受けられるよう、区市町村、医療機関、職域等と連携し、対策の推進を図ることを目的としている。 	(変更なし)
3	3	指針の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの年齢調整り患率をできるだけ減少させることを指標として設定 ○国の全体的な施策目標として、肝炎の総合対策を推進することにより「肝炎の完全な克服」を達成することを追記 	○都においても、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの年齢調整り患率をできるだけ減少させることを指標として設定
4	4	予防	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村におけるB型肝炎ワクチン定期接種の円滑な実施の支援 ○国は、C型肝炎はウイルス排除が可能となったことから、感染予防の観点からインターフェロンフリー治療の推進を追記 	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村におけるB型肝炎ワクチン定期接種の円滑な実施の支援 ○都においても、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療を引き続き推進することを追記
5	5	肝炎に関する普及啓発と肝炎患者等の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○B型肝炎検査は国民の7割、C型肝炎検査は国民の6割が受診（本人の自覚的な受検と無自覚的な受検）（H29） ○事業所や就業者数が多い東京では、職域における普及啓発が非常に重要 ○肝炎患者等に対する偏見・差別の防止を図る必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ○未受検の都民に対する広報等を通じた効果的な受検勧奨の取組について記載 ○引き続き、職域における受検・受診勧奨等のための普及啓発を実施 ○肝炎患者等の人権の尊重に向け、肝炎患者等に対する偏見や差別の解消に資するための普及啓発について新たに追記
6	6	肝炎ウイルス検査の実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都内区市町村においては、全ての自治体において検査を実施し、都民の受検機会を確保。 ○事業所や就業者数が多い東京では、職域での受診機会の確保を図ることが受検率向上につながると考えられるが、肝炎ウイルス検診を実施している事業所は約3割、健康保険組合は約5割（H30） 	○引き続き、職域等における検査の実施体制の整備に努める

指針		項目	現状・課題	方向性(案)
現行	改定			
7	7	肝炎医療の提供体制及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎ウイルス検査の陽性者が適切な医療を受けるためには、陽性者及び患者自身が診療についての一般的な知識を持つことが必要 ○地域や職域において、受検・受診・受療・フォローアップに関する取組の推進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村、医療機関、職域等と連携した陽性者の早期・適切な受診を促すためのフォローアップの推進について追記 ○肝炎対策を推進していくため、職域に加え身近な地域にも肝炎コーディネーターを配置する。
			<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療が少なく、また患者の高齢化が進んでいる現状があり、更なる支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○肝がん・重度肝硬変医療治療研究促進事業の実施を追記
8	8	肝炎患者等に対する支援や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎患者等は治療や副作用への不安、療養上の悩みなどを抱えている。 ○引き続き肝疾患相談センター等による情報提供や相談の実施が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き肝炎患者等に対する支援を行うため、肝疾患相談センターや肝炎コーディネーター等による情報提供や相談を実施する。
9	9	東京都肝炎対策指針に基づく事業計画と指針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ウイルス肝炎対策協議会において、年度ごとに実施計画を定め、取組状況を協議会に定期的に報告している。 ○肝炎医療の状況や国指針を踏まえ、少なくとも5年ごとに指針を見直す。見直しにあたっては協議会において評価を行い、検討することとしている。 	(変更なし)